

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月17日
【会社名】	株式会社野村総合研究所
【英訳名】	Nomura Research Institute, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 此本 臣吾
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
【電話番号】	03-5533-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 鈴木 仙弘
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
【電話番号】	03-5533-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 鈴木 仙弘
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 (発行価額の総額) 0円 (発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額 の合計額を合算した金額) 合計金額 2,766,139,100円 (内訳) 第26回新株予約権 2,347,480,200円 第27回新株予約権 418,658,900円

(注)1. 本募集は、平成28年6月17日の当社取締役会決議に基づき、ストックオプション付与を目的として新株予約権を発行するものである。

2. 「発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額」は、割当日における公正な評価額を含めて記載している。なお、上記金額は本有価証券届出書提出時における見込額である。

3. 新株予約権が行使されなかった場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合等には、「発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額」は減少する。

【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社野村総合研究所 大阪総合センター (大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番16号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】(第26回新株予約権証券)

(1)【募集の条件】

発行数	5,101個 (注)上記の数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成28年7月5日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社野村総合研究所 経営企画部
払込期日	該当事項なし
割当日	平成28年7月6日
払込取扱場所	該当事項なし

(注)1. 本新株予約権証券は、平成28年6月17日の当社取締役会決議に基づき発行されるものである。

2. 申込みの方法

申込期間内に当社所定の申込書を申込取扱場所に提出することにより行う。

3. 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与を目的として行うものであり、当社の取締役、執行役員その他の従業員(役員待遇)及び当社子会社の取締役に対して割り当てるものである。

4. 割当対象者の人数及び割当新株予約権数

本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当数は以下のとおりである。なお、下記割当数は予定であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の数が減少することがある。

割当対象者	人数	割当数
当社の取締役	7人	992個
当社の執行役員その他の従業員(役員待遇)(当社の取締役を兼務する者を除く。)	44人	3,778個
当社子会社の取締役	4人	331個
合計	55人	5,101個

割当対象者が複数の役職を兼務している場合は、主要な役職により記載している。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 当社普通株式は、完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「目的株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。 ただし、当社普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。 調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 分割・併合の比率 また、上記のほか、当社は、株式又は新株予約権の無償割当てを行う場合、その他当社が目的株式数の調整を必要とする場合には、当社が必要と認める目的株式数の調整を行う。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は1株当たりの払込みをすべき金額(以下「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(終値のない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)又は割当日の終値(終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。 ただし、(注)1の定めにより行使価額は調整される場合がある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	2,347,480,200円(本有価証券届出書提出時における見込額) (注)上記の額は、新株予約権の行使時の払込金額の合計額と割当日における公正な評価額((注)2)を合算した額を記載している。 なお、新株予約権が行使されなかった場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合等には、上記金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 発行価格 行使価額に、割当日における公正な評価単価((注)2)を加えた額とする。 2. 資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、記載の資本金等増加限度額からに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成31年7月1日から平成35年6月30日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社野村総合研究所 総務部(又はその時々における当該業務担当部署) 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店営業部 (又は当該業務を承継した銀行若しくは部署)
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、経営役、研究理事、相談役、顧問、理事、参与その他これらに準じる地位又は従業員の地位(以下総称して「役員等の地位」という。)を解任又は解雇された場合は、新株予約権を行使することができない。 新株予約権者が死亡したときは、その直前において新株予約権者が新株予約権を行使することができた場合には、その相続人は当該新株予約権を相続し、行使することができる(当該相続により承継した者を以下「権利承継者」という。)。ただし、権利承継者が行使することができる期間は、新株予約権者死亡の日又は上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間(以下「権利行使期間」という。)の開始日のいずれか遅い日から1年が経過する日(権利行使期間の満了日まで)に限る。)までとする。 権利承継者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができない。

	<p>割当日以降新株予約権の行使の日までの5連続取引日(終値のない日を除く。)において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、その時点における行使価額に1.1を乗じた額(100円未満は切上げ)以上となるまでは、新株予約権を行使することができない。</p> <p>新株予約権は4回を超える回数に分割して行使することができない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>以下のイからホまでに定める議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合(株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合)又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得する。</p> <p>イ.当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>ロ.当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案</p> <p>ハ.当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案</p> <p>ニ.当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要する旨の定めを設ける定款変更の議案</p> <p>ホ.新株予約権の目的である株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得できることについての定めを設ける定款変更の議案</p> <p>新株予約権者が新株予約権を行使することができなくなった場合において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は当該新株予約権を無償で取得する。</p> <p>新株予約権者が役員等の地位を喪失した場合(解任・解雇により喪失した場合に限らない。)において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は当該新株予約権を無償で取得する。</p> <p>新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当該日に、当社は当該新株予約権を無償で取得する。</p> <p>以上の から までに定めるほか、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社(以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件にて交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。</p> <p>イ.交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>残存新株予約権と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>ロ.新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>ハ.新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>ニ.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法</p> <p>新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」の行使価額に準じて決定された金額に、ハに従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。</p>

	<p>ホ. 新株予約権を行使することができる期間 権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。</p> <p>ヘ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の「2. 資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>ト. 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p> <p>チ. 新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>リ. 新株予約権の取得条項 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p> <p>ヌ. 新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合の取決め 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。</p>
--	---

(注)1. 行使価額の調整

当社普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社がその発行する当社普通株式又はその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合であって、払込金額が引き受ける者に特に有利な金額であるときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式で使用する「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。

上記のほか、当社は、株式又は新株予約権の無償割当てを行う場合、その他当社が行使価額の調整を必要とする場合には、当社が必要と認める行使価額の調整を行う。

2. 公正な評価額及び公正な評価単価

公正な評価額とは、公正な評価単価に新株予約権の目的となる株式の総数(新株予約権の発行総数に目的株式数を乗じた数)を乗じた額をいう。

公正な評価単価とは、以下の算式及び から までの基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ式により算出した1株当たりのオプション価格(1円未満は切捨て)をいう。

$$C = C_1 + \left(\frac{B}{S}\right)^{\frac{2(r-q)-1}{\sigma^2}} (C_2 - C_3)$$

ここで、

$$C_1 = e^{-qt} SN(d_1) - e^{-rt} KN(d_1 - \sigma\sqrt{t})$$

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{B}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}$$

$$C_2 = e^{-qt} \frac{B^2}{S} N(d_2) - e^{-rt} KN(d_2 - \sigma\sqrt{t})$$

$$d_2 = \frac{\ln\left(\frac{B^2}{KS}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}$$

$$C_3 = e^{-qt} \frac{B^2}{S} N(d_3) - e^{-rt} KN(d_3 - \sigma\sqrt{t})$$

$$d_3 = \frac{\ln\left(\frac{B}{S}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}$$

1株当たりのオプション価格(C)

株価(S)：割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値

行使価格(K)：上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額

ロックイン価格(B)： に定める行使価額に1.1を乗じた額(100円未満は切上げ)

予想残存期間(t)：4.99年

ボラティリティ()：4.99年(平成23年7月11日から平成28年7月1日まで)の各週の最終取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動性

無リスクの利子率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り(q)：平成29年3月期の予想年間配当金(1株当たり)÷ に定める株価

標準正規分布の累積分布関数(N(・))

割当日に決定する予定である。

3. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

新株予約権者は、新株予約権を行使する場合には、当社所定の様式の「新株予約権行使請求書」等必要書類を上記「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出するとともに、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に行使に係る新株予約権の個数を乗じた金額の全額を、上記「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込む。

4. 新株予約権の行使の効力発生及び株式の交付方法

- (1)新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い新株予約権の目的である株式の株主となる。
- (2)当社は、行使手続終了後速やかに、新株予約権者名義の口座への記載又は記録により、当該新株予約権の目的である株式を交付する。

5. 新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

(3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行新株予約権証券】(第27回新株予約権証券)

(1)【募集の条件】

発行数	1,177個 (注)上記の数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成28年7月5日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社野村総合研究所 経営企画部
払込期日	該当事項なし
割当日	平成28年7月6日
払込取扱場所	該当事項なし

(注)1. 本新株予約権証券は、平成28年6月17日の当社取締役会決議に基づき発行されるものである。

2. 申込みの方法

申込期間内に当社所定の申込書を申込取扱場所に提出することにより行う。

3. 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与を目的として行うものであり、当社の取締役、執行役員その他の従業員(役員待遇)及び当社子会社の取締役に対して割り当てるものである。

4. 割当対象者の人数及び割当新株予約権数

本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当数は以下のとおりである。なお、下記割当数は予定であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の数が減少することがある。

割当対象者	人数	割当数
当社の取締役	7人	215個
当社の執行役員その他の従業員(役員待遇)(当社の取締役を兼務する者を除く。)	45人	879個
当社子会社の取締役	4人	83個
合計	56人	1,177個

割当対象者が複数の役職を兼務している場合は、主要な役職により記載している。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 当社普通株式は、完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「目的株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。 ただし、当社普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。 調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 分割・併合の比率 また、上記のほか、当社は、株式又は新株予約権の無償割当てを行う場合、その他当社が目的株式数の調整を必要とする場合には、当社が必要と認める目的株式数の調整を行う。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は1株当たりの払込みをすべき金額(以下「行使価額」という。)を1円とし、これに目的株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	418,658,900円(本有価証券届出書提出時における見込額) (注)上記の額は、新株予約権の行使時の払込金額の合計額と割当日における公正な評価額((注)1)を合算した額を記載している。 なお、新株予約権が行使されなかった場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合等には、上記金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1.発行価格 行使価額に、割当日における公正な評価単価((注)1)を加えた額とする。 2.資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、記載の資本金等増加限度額からに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成29年7月1日から平成30年6月30日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社野村総合研究所 総務部(又はその時々における当該業務担当部署) 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店営業部 (又は当該業務を承継した銀行若しくは部署)
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、経営役、研究理事、相談役、顧問、理事、参与その他これらに準じる地位又は従業員の地位(以下総称して「役員等の地位」という。)を解任又は解雇された場合は、新株予約権を行使することができない。 新株予約権者が死亡したときは、その直前において新株予約権者が新株予約権を行使することができた場合には、その相続人は当該新株予約権を相続し、行使することができる(当該相続により承継した者を以下「権利承継者」という。) 権利承継者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができない。 新株予約権は1回に限り行使することができる。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>以下のイからホまでに定める議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合(株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合)又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得する。</p> <p>イ.当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>ロ.当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案</p> <p>ハ.当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案</p> <p>ニ.当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要する旨の定めを設ける定款変更の議案</p> <p>ホ.新株予約権の目的である株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得できることについての定めを設ける定款変更の議案</p> <p>新株予約権者が新株予約権を行使することができなくなった場合において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は当該新株予約権を無償で取得する。</p> <p>新株予約権者が役員等の地位を喪失した場合(解任・解雇により喪失した場合に限らない。)において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は当該新株予約権を無償で取得する。</p> <p>新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当該日に、当社は当該新株予約権を無償で取得する。</p> <p>以上の から までに定めるほか、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社(以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件にて交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。</p> <p>イ.交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>ロ.新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>ハ.新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>ニ.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、1株当たりの払込みをすべき金額を1円とし、これにハに従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。</p> <p>ホ.新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間(以下「権利行使期間」という。)の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。</p>

	<p>ハ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の「2. 資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>ト. 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p> <p>チ. 新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>リ. 新株予約権の取得条項 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p> <p>ヌ. 新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合の取決め 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。</p>
--	---

(注)1. 公正な評価額及び公正な評価単価

公正な評価額とは、公正な評価単価に新株予約権の目的となる株式の総数(新株予約権の発行総数に目的株式数を乗じた数)を乗じた額をいう。

公正な評価単価とは、以下の算式及び から までの基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ式により算出した1株当たりのオプション価格(1円未満は切捨て)をいう。

$$C = e^{-qt} SN(d) - e^{-rt} KN(d - \sigma\sqrt{t})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{K}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}$$

1株当たりのオプション価格(C)

株価(S)：割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値

行使価格(K)：1円

予想残存期間(t)：1.49年

ボラティリティ()：1.49年(平成27年1月5日から平成28年7月1日まで)の各週の最終取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動性

無リスクの利率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利率

配当利回り(q)：平成29年3月期の予想年間配当金(1株当たり)÷ に定める株価

標準正規分布の累積分布関数(N(・))

割当日に決定する予定である。

2. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

新株予約権者は、新株予約権を行使する場合には、当社所定の様式の「新株予約権行使請求書」等必要書類を上記「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出するとともに、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に行使に係る新株予約権の個数を乗じた金額の全額を、上記「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込む。

3. 新株予約権の行使の効力発生及び株式の交付方法

(1)新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い新株予約権の目的である株式の株主となる。

(2)当社は、行使手続終了後速やかに、新株予約権者名義の口座への記載又は記録により、当該新株予約権の目的である株式を交付する。

4. 新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

(3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,766,139,100	500,000	2,765,639,100

(注)1. 新株予約権は無償で発行されるため新株予約権の払込金額はないが、ここでは新株予約権が全部行使された場合における「新株予約権の行使時の払込金額」の総額(第26回新株予約権2,120,995,800円、第27回新株予約権117,700円)と、割当日における公正な評価額(第26回新株予約権226,484,400円、第27回新株予約権418,541,200円)を合算した額を記載している。なお、これらの額はいずれも本有価証券届出書提出時の見込額である。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。

(2)【手取金の使途】

本募集は、中長期的な業績向上への意欲と士気を高め、また株主との利害の一致という観点から、当社の取締役、執行役員その他の従業員(役員待遇)及び当社子会社の取締役に対しストックオプションとして新株予約権を発行するものであり、資金調達を目的としていない。

新株予約権は無償で発行されるものであり、新株予約権の発行自体による手取金は発生しない。また、割当日における公正な評価額は、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格の一部をなすものであるが、外部から新たに資金を調達するものではない。

新株予約権の行使による払込みは、新株予約権者の判断に委ねられるため、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難である。したがって、差引手取概算額の具体的な使途については現時点では未定であり、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定する。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第50期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
平成27年6月24日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第51期第1四半期(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
平成27年7月29日関東財務局長に提出

事業年度 第51期第2四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)
平成27年10月27日関東財務局長に提出

事業年度 第51期第3四半期(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)
平成28年2月2日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成28年6月17日)までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書(株主総会における議決権行使の結果)を平成27年6月24日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成28年6月17日)までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書(代表取締役の異動)を平成28年4月1日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び各四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成28年6月17日)までの間において、変更すべき事項が生じています。以下の内容は、当該変更を反映して「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更箇所については下線で示しています。なお、下記文中の「当年度」は平成27年度(自平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)を意味します。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は以下の「事業等のリスク」に記載された事項を除き本有価証券届出書提出日(平成28年6月17日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

《事業等のリスク》

(1)経営戦略について

情報サービス産業における価格競争について

情報サービス産業では、事業者間の競争が激しく、他業種からの新規参入や海外企業の台頭、パッケージ製品の普及も進んでいることから、価格競争が発生する可能性があります。

このような環境認識の下、当社グループは、コンサルティングからシステム開発・運用に至る総合力をさらに高め、サービスの高付加価値化により競合他社との差別化を図るとともに、生産性の向上に取り組んでいます。

しかしながら、想定以上の価格競争が発生した場合には、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

情報サービス産業における技術革新について

情報サービス産業においては、情報技術の進化とそれに伴う市場ニーズの変化に迅速に対応することが求められています。

このような環境認識の下、当社グループは、情報技術に関する先端技術や基盤技術、生産・開発技術の調査・研究に、社内横断的な体制で取り組むことで、技術革新への迅速な対応に努めています。

しかしながら、広範な領域において技術革新が急速に進展し、その対応が遅れた場合には、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

運用サービス事業の安定性について

運用サービスを展開するに当たっては、データセンターに係る不動産や運用機器、ソフトウェア等の投資が必要であり、投資額の回収は顧客との運用サービス契約に基づき長期間にわたって行われます。

運用サービスの契約は複数年にわたるものが多く、また単年契約であっても自動更新されることが多いため、売上高は比較的安定していると考えられます。さらに、当社グループは慎重な事業進捗管理と継続的な顧客の与信管理を行うことにより、投資額の回収に努めています。

しかしながら、運用サービスの売上高の安定性は将来にわたって保証されているわけではなく、顧客の経営統合や経営破綻、IT戦略の抜本的見直しなどにより、当社グループとの契約が更新されない可能性があります。

ソフトウェア投資について

当社グループは、製品販売、共同利用型サービス及びアウトソーシングサービス等の事業展開を図るため、ソフトウェア投資を行っています。多くの場合、ソフトウェアは特定用途別に設計するため、転用しにくい性質を持っており、投資に当たっては慎重な検討が求められます。

当社グループは、事業計画の妥当性を十分に検討した上でソフトウェアの開発に着手しています。また、開発途中及び完成後であっても、事業計画の進捗状況の定期的なチェックを行い必要に応じて速やかに事業計画を修正する社内体制を整えています。

しかしながら、投資の回収可能性は必ずしも保証されているわけではなく、資金回収ができずに損失を計上する可能性があります。

特定業種及び特定顧客への依存について

当社グループの売上高は、特定業種及び特定顧客への依存度が高くなっています。当年度において、金融サービス業向けを主とする金融ITソリューションの外部売上高は、連結売上高の6割を占めています。また、主要顧客である野村ホールディングス(株)及び(株)セブン&アイ・ホールディングス(それぞれの子会社を含む。)向けの売上高の合計は、連結売上高の4分の1を占める規模となっています。

金融サービス業向け事業等で培った業務ノウハウ、大規模システム・先端システムの構築・運用ノウハウは、当社グループの強みであり、これを他業種向けのサービスに生かし、新規顧客の開拓を積極的に進めていきます。主要顧客に対しては、この強みをさらに研鑽することにより競合他社との差別化を図り、また戦略的な人員出向を行うなど、顧客との関係をより強固なものとしていきます。

しかしながら、特定業種における法制度の変更や事業環境の急変、主要顧客における経営状況の変化やIT戦略の抜本的見直し、当社グループの業績に重大な影響を与える可能性があります。また、新規顧客の獲得が想定どおりに進まない可能性があります。

出資、M & A、提携について

当社グループは、将来の事業機会をにらみ各事業会社に出資しているほか、事業上の関係強化を図るため、取引先等に対して投資採算性等を考慮に入れつつ出資しています。また、事業基盤の強化に向けM & Aや提携を行うことがあります。

これらの実施に当たっては、対象となる企業の財務内容や事業について詳細な事前審査を行い、意思決定のために必要かつ十分な情報収集と検討を行った上で決定しています。

しかしながら、実施後に当社グループが認識していない問題が明らかになった場合や、期待した成果を上げられなかった場合には、のれんの減損処理を行う必要が生じるなど、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

野村ホールディングス㈱及びその関係会社との資本関係について

当年度末において、野村ホールディングス㈱が当社の議決権を36.8%保有(間接保有30.6%を含む。)しています。また、同社の関連会社(㈱ジャフコ、高木証券㈱)が当社の議決権を8.5%保有しています。

当社に対する野村ホールディングス㈱及びその関係会社の議決権比率は、将来にわたって一定であるとは限りません。また、野村ホールディングス㈱及びその関係会社による議決権行使が、当社の他の株主の利益と必ずしも一致しない可能性があります。

(2)事業継続について

事業活動のグローバル化やネットワーク化の進展に伴い、災害やシステム障害など万一の事態に想定される被害規模は大きくなってきており、危機管理体制の一層の強化が求められています。

当社グループは、大規模災害、大規模障害、事業や業務遂行に関わる事件・事故が発生した場合に備えて、初動体制と行動指針をまとめたコンティンジェンシープラン(緊急時対応計画)を策定し、事前対策や訓練を重ね、より円滑な事業継続に向けた体制の構築や事業継続に必要なインフラの整備など、危機管理体制の整備・強化に取り組んでいます。当社グループが保有するデータセンターはセキュリティ対策や耐震等の災害対策においても国内最高の水準にありますが、そのデータセンター内にある当社グループの情報資産についてバックアップ体制のさらなる強化を図るとともに、顧客から預かった情報資産については顧客と合意した水準に基づいて対策を進めています。

しかしながら、一企業のコントロールを超える特別な事情や状況が発生し、業務の中断が不可避となった場合には、顧客と合意した水準でのサービス提供が困難となり、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

(3)知的財産権について

電子商取引に関連する事業モデルに対する特許など、情報システムやソフトウェアに関する知的財産権の重要性が増しています。

このような環境認識の下、当社グループは、情報システムの開発等に当たっては第三者の特許を侵害する可能性がないかを調査するとともに、教育研修等を通じて知的財産権に対する社員の意識向上に努めています。一方、知的財産は重要な経営資源であり、積極的に特許を出願することによって当社グループの知的財産権の保護にも努めています。

このような取組みにもかかわらず、当社グループの製品やサービスが第三者の知的財産権を侵害した場合には、損害賠償請求を受ける可能性があるほか、情報システムの使用差止請求を受けサービスを停止せざるを得なくなるなど、業務遂行に支障を来す可能性があります。また、第三者により当社グループの知的財産権が侵害される可能性があります。

(4)法令・規制について

当社グループは、事業活動を行う上で、国内外の法令及び規制の適用を受けています。当社グループでは、コンプライアンス体制を構築し、法令遵守の徹底に努めています。

しかしながら、法令違反等が発生した場合、また新たな法規制が追加された場合には、当社グループの事業及び業績が影響を受ける可能性があります。

(5)情報セキュリティについて

インターネットがインフラとして定着し、あらゆる情報が瞬時に広まりやすい社会になっています。こうした技術の発展により、利用者の裾野が広がり利便性が増す一方で、サイバー攻撃等の外部からの不正アクセスによる情報漏洩のリスクが高まっており、情報セキュリティ管理が社会全般に厳しく問われるようになってきました。特に情報サービス産業は、顧客の機密情報を扱う機会が多く、より高度な情報セキュリティ管理や社員教育の徹底が求められます。

マイナンバーを含む個人情報の管理においてはプライバシーマークの付与認定(個人情報保護マネジメントシステムの適合性認定)を受け、また、一部の事業について情報セキュリティマネジメントシステムの認証を取得し、機密情報の適切な管理を行っています。常に高度なセキュリティレベルを維持するため、システムによる入退館の管理や、パソコンのセキュリティ管理の徹底、個人情報保護に関する研修の実施等を行っています。特に、顧客の基幹システムの運用を行うデータセンターでは、X線検査装置による持込持出チェックなど、厳重な入退館管理システムを採用しています。

このような取組みにもかかわらず、情報漏洩が発生した場合には、顧客等からの損害賠償請求や当社グループの信用失墜等により、業績に影響を受ける可能性があります。

(6)サービスの品質について

当社グループは、顧客の経営目標の実現に向けた戦略を提示し、成果として結実させるための手段を提供する「ナビゲーション&ソリューション」を基本戦略とし、コンサルティングからシステム開発・運用に至る総合力をもって付加価値の高いサービスを顧客に提供することを目指しており、顧客からも品質の高いサービスが求められています。

コンサルティングサービス

当社グループに蓄積されたノウハウ等の情報を幅広く共有するためのインフラを整備するなど、品質の高いサービスを提供できる体制の確立に努めています。さらに、顧客満足度調査を実施し、その結果を分析・フィードバックすることにより、今後のさらなる品質向上に努めています。

しかしながら、顧客の期待する高い品質のサービスを提供できない場合には、その後の業務の受託に支障を来す可能性があります。

システム開発

情報システムの開発は、原則として請負契約であり、納期までに情報システムを完成させ納品するという完成責任を負っていますが、顧客要請の高度化・複雑化や完成までの諸要件の変更等により、作業工数が当初の見積り以上に増加し、納期に遅延することがあります。また、引渡し後であっても性能改善を行うなど、契約完遂のため想定以上に作業が発生することがあります。特に複数年にわたる長期プロジェクトは、環境の変化や技術の変化に応じた諸要件の変更等が発生する可能性が高くなります。また、情報システムは重要な社会インフラであり、完成後の安定稼働に向け、開発段階からの品質管理、リスク管理が重要であると考えています。特に金融サービス業のシステムについては、当社顧客のみでなく金融市場全体の信頼性に関わる場合もあり、その重要性を強く認識しています。

当社グループは、教育研修等を通じプロジェクトマネージャーの管理能力の向上に努め、また、ISO(国際標準化機構)9001に準拠した品質マネジメントシステムを整備するなど、受注前の見積り審査や受注後のプロジェクト管理を適切に行う体制を整えています。特に一定規模以上のプロジェクトは、システム開発会議など専用の審査体制を整え、プロジェクト計画から安定稼働まで進捗状況に応じたレビューの徹底を図っています。また、金融サービス業のシステムについては重点的にシステム開発プロセスの点検・改善を進めています。

しかしながら、作業工数の増加や納品後の性能改善等による追加費用が発生した場合には、最終的な採算が悪化する可能性があります。また、納期遅延やシステム障害等により顧客の業務に支障を来した場合には、損害賠償請求を受ける可能性があるほか、当社グループの信用を失う可能性があります。

運用サービス

当社グループが開発する情報システムは、顧客の業務の重要な基盤となることが多く、完成後の安定稼働が重要であると考えています。特に金融サービス業のシステムについては、当社顧客のみでなく金融市場全体の信頼性に関わる場合もあり、その重要性を強く認識しています。

当社グループは、運用面での品質の向上に注力しており、ISO27001に準拠した情報セキュリティマネジメントシステム及びISO20000に準拠したITサービスマネジメントシステムにより、運用サービスの品質の維持及び向上に継続的に努めています。また、金融サービス業のシステムについては重点的に管理状況等の点検を行うほか、万一障害が発生した場合の対応整備を進めています。

データセンターについては、経済・社会に不可欠なインフラであり、その重要性を強く認識しています。一層の安全確保に向けて運営体制を整備し、その運営の評価・検証を定期的に行っています。

しかしながら、運用上の作業手順が遵守されないなどの人的ミスや機器・設備の故障、電力等のインフラの障害等により、顧客と合意した水準での安定稼働が実現できなかった場合には、当社グループの業績が影響を受ける可能性があるほか、当社グループの信用を失う可能性があります。

(7)協力会社について

当社グループは、生産能力の拡大や生産性の向上及び外部企業の持つノウハウ活用等のため、外部企業に業務委託していますが、これらの多くは請負契約の下で行われています。

良好な取引関係について

当年度において、生産実績に占める外注実績の割合は5割であり、当社グループが事業を円滑に行うためには、優良な協力会社の確保と良好な取引関係の維持が必要不可欠になります。

当社グループは、定期的に協力会社の審査を実施するほか、国内外を問わず協力会社の新規開拓を行うなど、優良な協力会社の安定的な確保に努めています。また、特に専門性の高い業務ノウハウ等を持つ協力会社である「eパートナー契約」締結先企業とのプロジェクト・リスクの共有や、協力会社に対するセキュリティ及び情報管理の徹底の要請など、協力会社も含めた生産性向上及び品質向上活動に努めています。

協力会社は、中国を始めとする海外にも広がっており、中国企業への委託は外注実績の1.5割を占めています。このため、役職員が中国を中心に海外の協力会社を定期的に訪問し、プロジェクトの状況確認を行うなど、協力体制の強化に努めています。

このような取組みにもかかわらず、優良な協力会社の確保や良好な取引関係の維持が実現できない場合には、事業を円滑に行うことができなくなる可能性があります。特に、海外の協力会社への委託については、日本とは異なる政治的、経済的、社会的要因により、予期せぬ事態が発生する可能性があります。

請負業務について

請負契約の下で行われる業務委託に当たっては、労働関係法令に則った適切な対応が求められます。

当社グループは、請負業務に関するガイドラインを策定し全社的な問題意識の共有化・定着化を図り、また、協力会社を対象とした説明会を開催するなど、適正な業務委託の徹底に努めています。

このような取組みにもかかわらず、請負業務の趣旨から逸脱して業務が遂行され、偽装請負問題などが発生した場合には、当社グループの信用を失う可能性があります。

(8)人材について

当社グループは、社員個人の高い専門性こそが、高付加価値サービスを顧客に提供するための土台であると考えています。専門性を備えた人材を確保・育成し、十分に能力を発揮できる人事制度や労務環境を整備することが、当社グループが中長期的に成長するために必要であると考えています。

当社グループは、人的資源を「人材」ととらえ、その確保・育成のための仕組み作りを進めています。人材確保については、優れた専門性を有した人材の採用に努め、また、ワークライフバランスを重視し、働き方や価値観の多様化に対応した人事制度の構築や労務環境の整備に取り組んでいます。人材育成については、各種資格の取得を支援する制度を設けているほか、教育研修の専用施設等で、多くの人材開発講座を開催しています。また、当社グループ独自の社内認定資格を用意するなど社員に自己研鑽を促しています。

このような取組みにもかかわらず、顧客の高度な要請に的確に応え得る人材の確保・育成が想定どおり進まなかった場合には、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。また、労務環境が悪化した場合には、社員の心身の健康が保てなくなり、労働生産性の低下や人材流出につながる可能性があります。

(9)保有有価証券について

当社グループは、取引先との関係強化などを目的として株式を、また資金運用を目的として債券等を、保有しています。

これらの有価証券について、発行体の業績悪化や経営破綻等が発生した場合には、会計上減損処理を行うことや、投資額を回収できないことがあります。また、経済環境、市場動向や発行体の業績動向等によって時価が変動するため、当社グループの財政状態に影響を与えます。

(10)退職給付に係る資産・負債について

当社グループは、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けています。退職給付に係る資産・負債は、退職給付債務と年金資産等の動向によって変動します。

退職給付債務については、従業員の動向、割引率等多くの仮定や見積りをを用いた計算によって決定されており、その見直しによって大きく変動することがあります。年金資産については、株式市場動向、金利動向等により変動します。

また、年金制度を変更する場合、退職給付に係る資産・負債が影響を受ける可能性があります。

(11)訴訟について

当社は、平成27年4月30日付で日本郵政インフォメーションテクノロジー(株)から訴訟の提起を受け、現在係争中です。同社は、全国の郵便局等を結ぶ通信ネットワークを新回線へ移行するに当たり、ソフトバンク(株)に対し回線サービスの調達・保守業務を、当社に対しネットワークの移行管理・調整業務を、発注しました。この新回線への移行が遅延し損害を被ったとして、日本郵政インフォメーションテクノロジー(株)は、ソフトバンク(株)及び当社に対し、16,150百万円を連帯して支払うよう求めています。

当該訴訟の結果によっては、当社の業績に影響を受ける可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社野村総合研究所 本店
(東京都千代田区丸の内一丁目6番5号)
株式会社野村総合研究所 大阪総合センター
(大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番16号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。